地籍調査に関する最近のトピック

名張市都市整備部用地対策室
地籍係長　荻田　匡嗣

～Ｃｏｎｔｅｎｔｓ～

§１. 国土調査法第19条第5項指定申請の実務

§２. 都市部官民境界基本基準点利用の留意点

§３. 地籍調査作業規程準則の改正

§４. おわりに

§1．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－1. 国土調査法第19条第5項指定とは〕

国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。（**国土調査法第19条第5項**）

一般の測量成果が、所定の手続きを経て国土交通大臣から<u>国土調査と同等の精度</u>があると指定を受けることにより、地籍調査成果と同一の効果があると認められる　⇒　<u>国土調査法施行令　別表第四</u>

§1．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔 1－1. 国土調査法第19条第5項指定とは〕

（誤差の限度）
第十五条　法第十七条第二項又は第十九条第二項の規定による誤差の限度は、別表第二から**別表第四**までのとおりとする。
＜国土調査法施行令＞

19条5項指定申請の場合、基準点の精度は、採用する公共測量作業規程により確認する。
施行令別表第四では、筆界点の座標及び辺長、地積測定の精度を確認する。

国土調査法施行令　別表第四

区分	精度	甲一	甲二	甲三	乙一
筆界点の位置誤差	平均二乗誤差	2 cm	7 cm	15cm	25cm
	公差	6 cm	20cm	45cm	75cm
筆界点の関係上距離又は計測定の差による距離の公差		0.020m＋0.003 $\sqrt{S}$ m＋$a$mm	0.04m＋0.01 $\sqrt{S}$ m＋$a$mm	0.08m＋0.02 $\sqrt{S}$ m＋$a$mm	0.13m＋0.04 $\sqrt{S}$ m＋$a$mm
地積測定の公差		(0.025＋0.003 $\sqrt{F}$) $\sqrt{F}$ ㎡	(0.05＋0.01 $\sqrt{F}$) $\sqrt{F}$ ㎡	(0.10＋0.02 $\sqrt{F}$) $\sqrt{F}$ ㎡	(0.10＋0.04 $\sqrt{F}$) $\sqrt{F}$ ㎡

乙二	乙三
50cm	100cm
150cm	300cm
0.25m＋0.07 $\sqrt{S}$ m＋$a$mm	0.50m＋0.14 $\sqrt{S}$ m＋$a$mm
(0.25＋0.07 $\sqrt{F}$) $\sqrt{F}$ ㎡	(0.50＋0.14 $\sqrt{F}$) $\sqrt{F}$ ㎡

備考
一　精度区分とは、誤差の限度の区分をいい、その適用の基準は、国土交通大臣が定める。
二　筆界点の位置誤差とは、当該筆界点のこれを決定した与点に対する位置誤差をいう。
三　Sは、筆界点間の距離をメートル単位で示した数とする。
四　aは、図解法を用いる場合において、図解作業の級が、A級であるときは〇・二に、その他であるときは〇・三に当該地籍図の縮尺の分母の数を乗じて得た数とする。図解作業のA級とは、図解法による与点のプロットの誤差が〇・一ミリメートル以内である級をいう。
五　Fは、一筆地の地積を平方メートル単位で示した数とする。
六　mはメートル、cmはセンチメートル、mmはミリメートル、㎡は平方メートルの略字とする。

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－2. 国土調査法第19条第5項指定のメリット〕

★不動産登記法第14条第1項地図として備え付け
　測量した成果が、１９条５項指定を受けることにより法務局に送付され、正式な地図（１４条１項地図）として備え付けられる

★二重測量の防止による経費節減に寄与
　測量した成果が１４条１項地図として備え付けられるため、後続測量は必要最小限で済み、経費の節減につながる

★測量成果の信頼性が保証
　測量した成果は、国土交通省により国土調査法に基づき審査され、所要の精度を有すると認められるため、測量の信頼性が高まる

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－3. 地籍調査と19条5項指定の違い〕

地　籍　調　査 ⇨	・国土調査法第１９条第2項により認証 ・地籍簿に基づいて分筆、合筆、地目変更等が登記される ・地籍図が14条1項地図として備え付け
１９条５項指定 ⇨	・国土調査法第19条第5項による指定 ・原則として登記手続きは申請前に行う必要がある ・地図のみが14条1項地図として備え付け

「できることできないこと」と「指定に至る手続き」が異なるだけで、１９条５項指定された成果は地籍調査成果と同一と見なされるので、基本的には成果の扱いについて違いはない。

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－4. 19条5項指定の対象と要件〕

【１９条５項指定が義務の事業】
・土地区画整理事業(土地区画整理法)
・土地改良事業(土地改良法)
・新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法)
・流通業務市街地整備事業(流通業務市街地の整備に関する法律) ほか

【１９条５項指定ができる事業】
・地籍調査以外のすべての測量
（指定申請を行うために必要な面積や開発規模、申請者などに制限はなく、所要の精度・正確さがあれば指定申請は可能）

［19条5項指定申請ができる要件］

●測量が測量法第11条の測量の基準に則って行われ、地点の位置が国土調査法施行令別表第一に規定する平面直角座標系及び日本水準点を基準とする高さで表示されている。

●測量の成果が国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内にある。

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－4. 19条5項指定の対象と要件〕

［19条5項指定成果が14条1項地図として備え付けられる要件］

平成28年4月8日付、法務省民事局民事第二課

地方法務局首席登記官　宛

●国土調査法第１９条第５項の指定を受け、同法第２０条第１項の規定により送付された用地実測図等は、「特別の事情がある場合」を除き、備え付ける。

●備え付けを行わない「特別の事情」とは、以下のいずれかに該当する場合となる。
①測量実施後、法務局送付までに分筆等の異動があった箇所の異動修正が行われていない
②地番区域のごく一部（一の区域の面積が500㎡未満）の土地についてのものである場合
③その他、登記所備付地図として備え付けることが適当でない場合と判断される場合
・大部分が筆界未定地として処理されている場合
・連続していない土地を対象とする場合
・測量されていない土地が含まれている場合

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－5. 19条5項指定申請の種類〕

【民間成果活用型】
民間事業者等が行う一般の測量成果における19条5項指定申請

★民間事業者等が測量を実施する場合は公共測量の手続は不要（測量法46条に基づく届出は必要）

★測量に伴う地積更正は申請前に事前に登記申請が必要

★指定申請の際に立会確認書や委任状の提出は不要

【用地測量成果活用型】
地方自治体等が行う用地測量の成果を活用した19条5項指定申請

★測量法36条に基づく公共測量実施計画の提出及び同法第40条に基づく成果の提出が必要（申請時に助言書・審査書を添付）

★事前の地積更正登記は不要（指定後に法務局が実施）

★指定申請の際に立会確認書や委任状の提出が必要

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－6. 19条5項指定申請のながれ〕

民間成果活用型

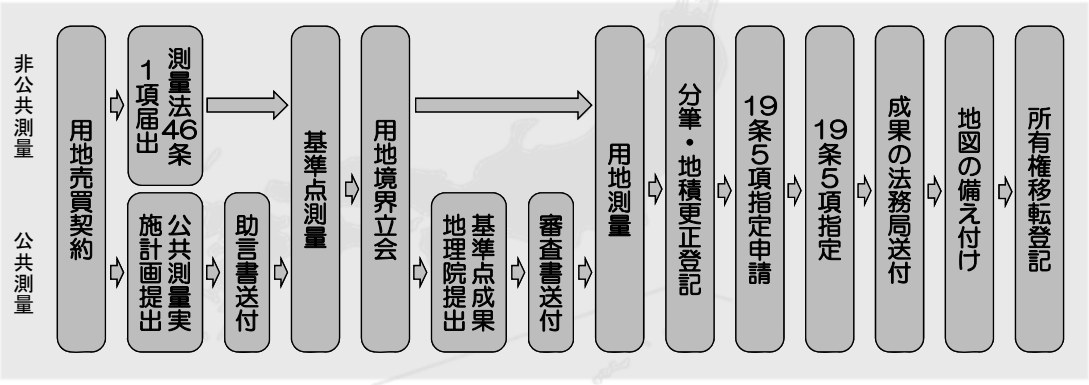

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－6. 19条5項指定申請のながれ〕

用地測量成果活用型

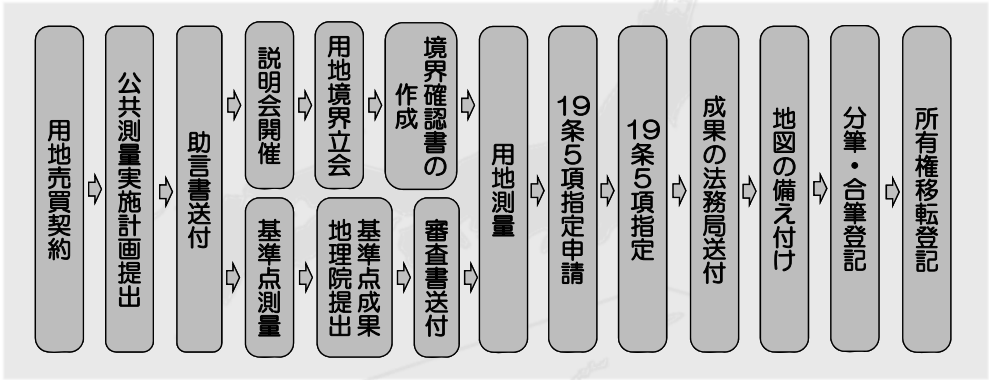

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－7. 19条5項指定申請の必要書類〕

- ● 国土調査法19条5項指定申請書
- ● 総括表
- ○ 申請箇所位置図
- ○ 基準点網図
- ○ 基準点測量精度管理表
- ○ 境界点間測量精度管理表
- ○ 面積計算書
- ○ 用地実測図
- ● 地図一覧図（必要な場合）
- ● 法務局送付地図
- ● 調査簿
- ● 現地立会通知
- ● 境界確認書・委任状
- ● 公図連続転写図
- ● 対象筆すべての全部事項証明書

※ ●：新規に作成する書類　○：測量に伴い作成される書類　青字：用地測量成果活用型の場合

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 指定申請書

※タイトルは「国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について」とする。

１．測量及び調査を行った者の氏名、又は名称
事業を実施した者の氏名・名称を記載。

２．作成した地図及び簿冊の名称
「〇〇地区用地実測図及び調査簿」等と表記。

３．測量及び調査を行った地域及び期間
測量及び調査を行った地域名（字名まで）と期間を記載する。

４．測量及び調査上の誤差の限度
「国土調査法施行令第15条に規定する誤差の範囲内」と記載する。

５．添付書類
「地図及び簿冊の写し」と記載する。

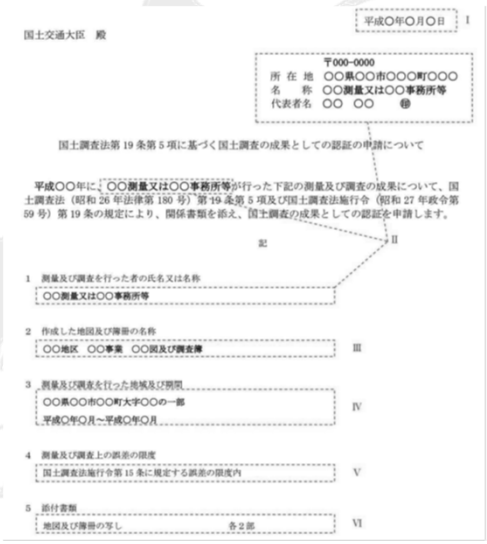

平成〇年〇月〇日 I

国土交通大臣　殿

所在地　〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇
名　称　〇〇測量又は〇〇事務所等
代表者名　〇〇　〇〇　㊞

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成〇〇年に〇〇測量又は〇〇事務所等が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び同国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記 II

1　測量及び調査を行った者の氏名又は名称
〇〇測量又は〇〇事務所等

2　作成した地図及び簿冊の名称
〇〇地区　〇〇事業　〇〇図及び調査簿 III

3　測量及び調査を行った地域及び期間
〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇の一部
平成〇年〇月～平成〇年〇月 IV

4　測量及び調査上の誤差の限度
国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内 V

5　添付書類
地図及び簿冊の写し　各2部 VI

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 総　括　表

※記載例に基づいて作成

注１）事業施行者名と代表者名は申請書と一致させる

注２）公共基準点を与点とした場合は、審査番号を記載する。

注３）測量の方法には、記載例の表を参考に記載する。
ex)GNSS測量（ｽﾀﾃｨｯｸ法）
GNSS測量（RTK法）
結合多角方式（TS）
単路線方式（TS）　　など



総　括　表

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量（調査）の実施地域名	測量（調査）の実施期間	
〇〇県	〇〇市	〇〇町	大字〇〇の一部	平成〇年〇月～平成〇年〇月	I
事業施行者名	代表者名	事業名	事業根拠法		
〇〇測量又は〇〇事務所等	〇〇　〇〇	〇〇地区〇〇事業	－		III

成果件数 IV	基準点測量の与点（点名及び既知点数）	新点数		測量の方法	
	・電子基準点　〇〇 ・四等三角点　〇〇、△△ ・公共基準点　1級　〇〇〇〇 （H++ ****** ）	1級基準点	点		V
		2級基準点	3点	GNSS測量（スタティック法）	
		3級基準点	6点	GNSS測量（スタティック法）	
	計4点	4級基準点	40点	結合多角方式（TS）	
確定測量図の精度	甲2	縮　尺	1/500	枚数　3枚	VI
総筆数 VII	122	筆	総面積	0.07 k㎡	

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇総　括　表

※記載例に基づいて作成

注１）採用した作業規程を記載。
　　各市町村ごと、各都道府県ごとに作業規程が存在するので、適切なものを記載する。

注２）問い合わせに答えられる担当者名を記載。

注３）管轄の法務局名を記載。

	工程分類		作業機関名	代表者	検査者氏名	検査者の所属	
検査終了証明	基準点測量	Ⅷ	○○○○	△△△△	□□□□	○○○○	Ⅸ
	確定測量等	確定測量	○○○○	△△△△	□□□□	○○○○	
		確定測量図	○○○○	△△△△	□□□□	○○○○	
備考	・採用した測量作業規程等 「○○○○測量作業規程（平成○年○月○日付国国地発第○○号）」 ・連絡先：○○測量又は○○事務所等　担当○○　○○ （電話○○－○○○○－○○○○、E-Mail******@****.***.**） ・○○法務局○○支所						Ⅹ

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇申請箇所位置図

注１）用紙サイズはＡ４版で作成

注２）縮尺は概ね1/5000～1/10, 000程度

注３）申請箇所を朱塗りする。



§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 基準点網図

注１）通常作成する様式でＯ．Ｋ．

注２）基本基準点及び公共基準点等、測量の精度が一見して確認できるもの以外を使用する場合、測量精度が確認できる補足資料を添付する。

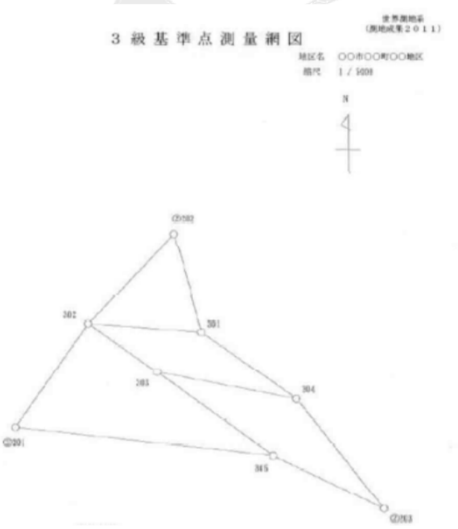

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 基準点精度管理表

注１）点検した箇所には必ず検符を付す。

注２）国土地理院で審査を受けた場合は、審査書を添付する。

注３）第三者機関による外部検定を受けた場合は、検定証明書・検定記録を添付する。


基準点測量精度管理表

作業名	○○地区○○事業	地区名	○○市○○地区	計測機関名	○○○○	作業機関名	○○○○	作業班長	□□ □□ 印
日 的	3級基準点	期 間	自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日	作 業 量	5点	主任技術者	△△ △△		印

基線解析記			仮定三次元網平均								三次元網平均計算	三角機器名称番号
点名		辺長	△X			△Y			△Z		斜距離の偏差	
自：	至：	(斜距離)	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲
304	②203	288.765ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ	0.008ｍ	0.020ｍ	-0.001ｍ	0.020ｍ	------			
302	303	172.323ｍ	-0.001ｍ	0.020ｍ	0.009ｍ	0.020ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ	------			
②201	305	520.581ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ	0.009ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	------			
302	②201	261.331ｍ	0.001ｍ	0.020ｍ	0.009ｍ	0.020ｍ	0.000ｍ	0.020ｍ	------			

永久標識の種別等		
種別	数量	埋設様式

新点位置の標準偏差					点検測量				
新点名	水平位置		標高		点名		ΔN	ΔE	ΔU
	標準偏差	許容範囲	標準偏差	許容範囲	自：	至：			
304	0.010ｍ	0.100ｍ	0.011ｍ	0.200ｍ	302	303	0.001ｍ	-0.003ｍ	-0.001ｍ
305	0.008ｍ	0.100ｍ	0.011ｍ	0.200ｍ					

特記事項

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 境界点間測量精度管理表

注１）一筆地測量の精度確認のため、境界点間測量精度確認表を作成する。

注２）較差の制限は、採用した作業規程に基づく。
※格差の制限は、計算値が20m未満か20m以上かで変わるので注意!!



世界測地系
（測地成果２０１１）

境界測量精度管理表

作業名	○○地区○○●●	地区	○○市○○地区	計画機関	○○○○	作業機関	○○○○	作業班長	□□ □□	印	
街区名		期間	＊ ＊年○○月○○日 ＊ ＊年○○月○○日	作業量	A=5.67ha	主任技術者	△△ △△ 印	照査者	○○ ○○	印	

測点	水平位置（距離）				摘要	測点	水平位置（距離）				摘要
	計算値	測定値	較差	制限			計算値	測定値	較差	制限	
	m	m	m	m			m	m	m	m	
114～115	13.816	13.820	−0.004	0.010	20m未満 10mm 20m以上S/2,000	148～147	15.175	15.180	−0.005	0.010	20m未満 10mm 20m以上S/2,000
115～179	19.835	19.845	−0.010	0.010	〃	147～228	20.511	20.520	−0.009	0.010	〃
179～180	11.971	11.980	−0.009	0.010	〃	228～152	15.257	15.259	−0.002	0.010	〃
180～181	1.858	1.860	−0.002	0.010	〃	139～233	21.408	21.410	−0.002	0.010	〃
181～114	20.039	20.047	−0.008	0.010	〃	233～228	14.287	14.290	−0.003	0.010	〃
114～149	13.617	13.615	0.002	0.010	〃	133～169	5.997	5.987	0.010	0.010	〃
149～151	20.246	20.250	−0.004	0.010	〃	169～232	19.483	19.490	−0.007	0.010	〃
151～181	13.607	13.600	0.007	0.010	〃	232～233	14.599	14.600	−0.001	0.010	〃
149～148	1.998	2.000	−0.002	0.010	〃	232～235	18.991	18.990	0.001	0.010	〃
148～152	20.283	20.280	0.003	0.010	〃	235～234	14.597	14.600	−0.003	0.010	〃
152～207	19.008	19.010	−0.002	0.010	〃	234～233	19.010	19.009	0.001	0.010	〃
207～206	2.000	1.998	0.002	0.010	〃	234～227	10.327	10.330	−0.003	0.010	〃
206～151	19.016	19.022	−0.006	0.010	〃	227～226	3.883	3.880	0.003	0.010	〃

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 面積計算書

注１）面積計算書は、通常作成する様式で可。

注２）調査簿に記載の面積と一致しているか確認する。



面積計算書（座標法）

地番： 11

測点	X	Y	DX	Y×DX	内角	方向角	辺長
519:19169	119636.053	92212.263					
335:71442	119635.776	92206.659	−3.314	−395570.846700	159-29-14	267-26-59	6.219
336:71443	119632.719	92198.918	−3.589	−339668.916742	194-44-55	246-56-04	7.752
337:71444	119632.167	92195.142	−0.434	−80906.969628	142-54-04	261-49-59	3.816
338:71445	119621.365	92186.188	−14.019	−1292569.973172	161-12-05	224-15-05	12.471
46:615	119618.168	92186.881	−1.186	−128881.453638	162-49-15	145-47-08	6.212
299:71200	119621.907	92199.425	4.470	412131.429750	173-02-42	69-36-23	10.250
300:71200	119622.638	92200.902	2.150	216672.119700	179-22-20	63-49-05	1.648
301:71400	119624.257	92204.065	3.190	312571.640150	179-19-15	63-42-25	3.571
302:71401	119626.020	92207.457	4.962	459571.698594	171-34-25	62-21-48	3.818
303:71402	119629.239	92211.676	5.786	535245.160280	139-52-48	53-56-05	5.454
304:71403	119631.736	92212.499	2.482	221494.400800	267-22-49	13-48-53	2.571
667:19178	119631.641	92212.979	1.297	119600.222990	47-23-10	104-11-42	9.499
517:19158	119631.053	92212.688	3.103	304578.508664	179-56-47	340-32-02	1.429
518:19159	119634.944	92212.299	0.020	2784.142880	189-38-48	340-29-28	1.950
519:19169	119636.053	92212.263	6.832	76729.602816	89-18-23	350-08-27	1.119
335:71442	119635.776	92206.659					

合計	倍面積	489.100002	2140-00-00		68.751
	面積	244.550460	坪数	73.9764	

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 地図一覧図

注１）作成した地図が複数枚にわたる場合に作成。

注２）タイトルは「地図一覧図」とし、方位・縮尺を記載する。

注３）申請する地図の範囲を赤線で記入し、地図の番号を記載する。

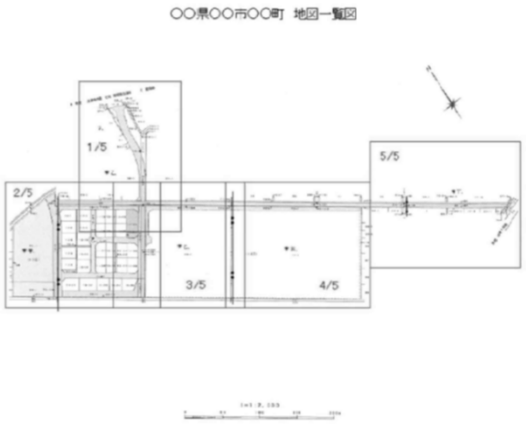

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 申請地図

注１）民間成果活用型の場合は実測図のままで可。

注２）用地測量成果活用型の場合は、用地実測図に加え、「法務局送付用地図」を作成。
※地番、点番号、縮尺、基準点のみを記入したもの

注３）作成部数は２部

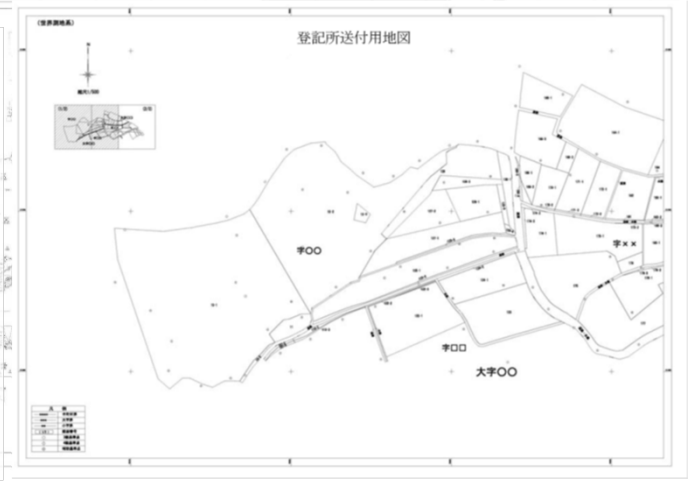

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇調　査　簿

注１）調査簿は表紙を右の様式で作成し、調査簿成果を添付。

注２）民間成果活用型の場合は、表示登記の完了通知書と全部事項証明書、地積測量図を添付する。

注３）用地測量成果活用型の場合は、地籍簿の様式に準じた調査簿を作成する。



指　定　申　請　調　査　簿

○○市○○町　大字○○　　調査期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日

調査前の土地の表示							調査後の土地の表示							
字名	地番	地目	地積 ㎡	所有者の住所及び氏名又は名称	Ⅰ	字名	地番	地目	地積 ㎡		所有者の住所及び氏名又は名称	Ⅱ	原因及びその日付(登記の日付)	地図番号
○○	10 番 1	山林	8,249	○○市○○町　○○番○ ○○○○					8,699				地積錯誤	1
○○	10 番 3	公衆用道路	52	○○市									異動なし	1
○○	11　番	宅地	252	67 ○○市○○町　○○番○ ○○○○					244	55			地積錯誤	1
○○	12　番 1	山林	115	○○市○○町　○○番○ ○○○○					70				地積錯誤	1
○○	12 番 2	山林	4,532	○○市○○町　○○番○ ○○○○					6,118				地積錯誤	1
○○	107 番 2	公衆用道路	31	○○市									異動なし	1
○○	107 番 3	公衆用道路	23	○○市									異動なし	1
○○	110 番 2	公衆用道路	60	○○市									異動なし	1
○○	110 番 3	公衆用道路	30	○○市									異動なし	1
○○	122 番 1	田	1,475	○○市○○町　○○番○ ○○○○					1,558		○○市○○町　△△番 ○○○○		地積錯誤 平成○○年○月○日 住所移転	1
○○	122 番 2	用悪水路	24	○○市									異動なし	1
計	72 筆		40,213				72 筆		48,255		Ⅳ			

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇境界確認書

※用地測量成果活用型の場合

注1）対象地、隣接地全ての土地所有者等の確認が必要。

注2）登記名義人と立会者が異なる場合は、委任状が必要。

注3）登記名義人が死亡している場合は、原則としてすべての相続人の確認書又は委任状が必要。



土地境界確認書

平成○年○月○日
○○市○○町一丁目○番○
調査責任者　○○測量株式会社　○○○○　㊞

事務所立会者＿＿＿＿＿＿＿＿

下記に記載した土地の境界は、現地で立会いの上、相違ないことを確認した。
また、国土調査法第19条第５項の指定制度に基づき、今回の対象地における地図を登記所に備え付ける予定であることに同意する。

（立会人）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

区分	所在	地番	地目	登記簿面積 (㎡)		登記名義人	適用
対象地	○○町大字□□字△△	1221 番 1	宅地	1234	56	○○○○	
隣接地	○○町大字□□字△△	1222 番	宅地	800	22	○○○○	
	○○町大字□□字△△	1223 番	宅地	1500		○○○○	
	○○町大字□□字△△	1226 番 2	宅地	250	56	○○○○	

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－8. 指定申請書類の作成方法〕

◇ 公図連続転写図

注１）調査対象範囲全てを含む公図の集合図を作成した場合、添付。

注２）連続転写を作成しない場合は、公図の写しの添付でも可。

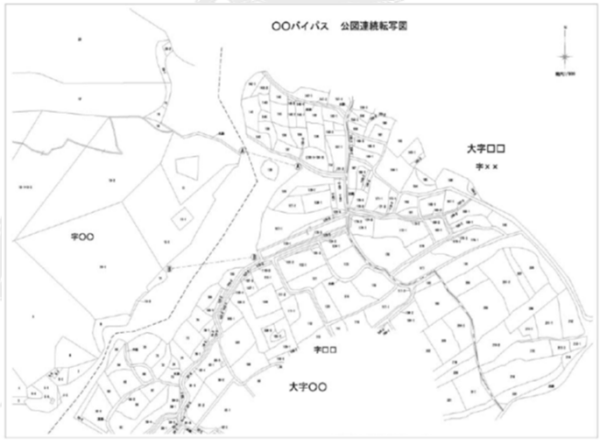

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－9. 公共測量の手続〕

【公共測量の手続のながれ】

１．測量成果・測量標の使用承認申請

２．実施計画の提出
（国土地理院より助言）

３．測量実施

４．測量成果の提出
（国土地理院より審査書）

※国土地理院「公共測量の手引き」より引用

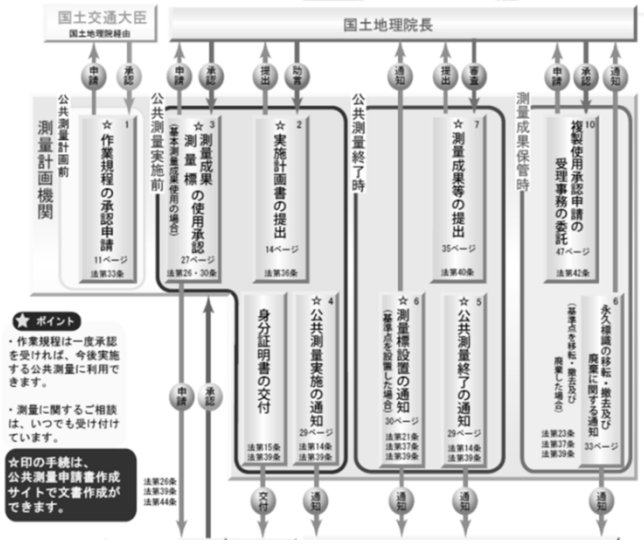

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－9. 公共測量の手続〕

【公共測量実施計画書の作成】

※国土地理院ＨＰの「公共測量申請書作成支援サイト」を活用すれば、必要事項を入力するだけで作成が可能

注１）公共測量実施計画書が作成できるのは、測量士のみ

注２）公共測量が実施できるのは、測量業登録された者のみ
※土地家屋調査士は、補助基準点測量は可能

公共測量申請書作成サイト
http://psgsv2.gsi.go.jp/shinsei/mainApplication.aspx



§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－9. 公共測量の手続〕

【基準点測量を行う場合の公共測量実施計画書の添付資料】

- ○ 公共測量実施計画書
- ○ 実施計画書付図（位置図：国土地理院が作成・承認した地図）
- ○ 基準点選点図・平均図（監督員の承認を受けたもの）
- ○ 製品仕様書・応用スキーマ（国土地理院ＨＰに作成例・作成支援ツールあり）
- ○ 測量成果・測量標使用承認書（国土地理院の基準点を使用する場合は不要）

§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－9. 公共測量の手続〕

【公共測量成果の提出】

測量が完了した時点で公共測量成果を国土地理院へ提出する。

＜提出書類＞
・測量成果（成果表・点の記・平均図・網図・制度管理表　等）

・品質管理表

・メタデータ（xml形式）



§１．国土調査法第19条第５項指定申請の実務

〔1－10. 測量法46条1項の届出〕

【46条1項届出書の作成】

基本測量・公共測量以外の測量を行う場合に、測量法第46条第1項の規定に基づき、国土地理院に行う届出。

届出が行われた測量成果は、公共測量成果と同様に後続の測量に活用できる。
※公共測量作業規程の準則に基づいて測量を実施すること が要件



§２．都市部官民境界基本基準点利用の留意点

〔2－1. 都市部官民境界基本基準点とは〕

国土調査法
第二条　この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。
　一　国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
　　⋮
２　前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

都市部官民境界基本基準点とは、国土調査法第2条第2項に基づき国が実施する地籍調査の基礎となるために行われる測量のために設置された基準点のこと

§２．都市部官民境界基本基準点利用の留意点

〔2－2. 都市部官民境界基本基準点と街区基準点の違い〕

［都市再生街区基準点］		［都市部官民境界基本基準点］
★調査の実施主体は国土地理院	⇔	★調査の実施主体は国土交通省
★根拠法は「測量法」	⇔	★根拠法は「国土調査法」
★作業規程は「公共測量作業規程」	⇔	★作業規程は「都市部官民境界基本調査作業規程」
＜公共基準点＞	⇔	＜地籍図根点＞

都市再生街区基準点は国土地理院に公共基準点として登録され、利用にあたっての測量精度は担保されている。都市部官民境界基本基準点は地籍図根測量の成果のため、測量精度を担保するのは認証通知のみ。

§２．都市部官民境界基本基準点利用の留意点

〔2－3. 都市部官民境界基本基準点の使用〕

【都市部官民境界基本基準点の使用手続き】

１．基準点を管理する市町村に使用承認申請を行う。

２．市町村から基準点の使用承認を受ける。

３．基準点を使用して測量を実施。

４．市町村に基準点使用報告書を提出。

※ 上記手続きは測量法に準じた手続きであり、実際の手続は管理する市町村による。

※　名張市の場合

「名張市公共基準点等管理保全要綱運用基準」（平成２７年一部改訂）第３条において、『**公共基準点に相当する精度を有する基準点とは、国土調査法及び地籍調査作業規程に規定する地籍図根三角点及び地籍図根多角点**又は国土交通省が実施する都市部官民境界基本調査により設置された都市部官民境界基本三角点及び都市部官民境界基本多角点**であり、かつ永久標識を設置したものをいう**』と定義し、街区基準点等と同様の取り扱いとしている。

§２．都市部官民境界基本基準点利用の留意点

〔2－4. 都市部官民境界基本基準点の登記申請での取り扱い〕

都市部官民境界基本基準点は公共基準点でない（地籍図根基準点としての扱い＝国土地理院に登録されていない）ため、登記申請の際の基準点として使用する場合は、測量精度の確認が必要となる。

＜測量精度の確認方法＞

国土交通省により認証された基準点である証明を登記申請に添付する。

➡ **認証書の写しに原本証明を受けて添付する**

※ 認証書の写しの原本証明に関する手続きは各市町村へお問い合わせください。

§３．地籍調査作業規程準則の改定

〔3－1. 最近の作業規程準則の改正履歴〕

［地籍調査作業規程準則］

昭和３２年１０月２４日　制定（総理府令第７１号）

⋮

平成１７年　３月　４日　改正（国土交通省令第１１号）

平成２２年１０月１２日　改正（国土交通省令第４８号）

平成２５年　６月１４日　改正（国土交通省令第５０号）

平成２８年　４月１２日　改正（国土交通省令第４２号）

平成２９年　４月　　改正予定

§３．地籍調査作業規程準則の改定

〔3－2. 最近の主な改正点〕

★ 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量の導入
⇒ 電子基準点網の整備とGNSS測量の精度向上に伴い、電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量が可能となったため

★ 精度区分が乙一～乙三の場合の電子基準点のみを与点とした地籍図根多角測量の導入
⇒ 電子基準点網の整備とGNSS測量の精度向上に伴い、乙一～乙三の精度区分においては電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量が可能となったため

★ 一筆地測量における単点観測法の本格導入
⇒ 電子基準点網の整備とGNSS測量の精度向上に伴い、一筆地測量における単点観測法が可能となったため

§３．地籍調査作業規程準則の改定

〔3－3. 平成28年の改正内容〕

★ 地籍図根三角測量、地籍図根多角測量における次数の見直し
① 地籍図根三角測量は、与点を基準として2次まで（やむを得ない場合は3次まで）
⇒ 与点を基準として1次まで

② 地籍図根多角測量は、与点を基準として3次まで
⇒ 与点を基準として1次まで（隣接地域の地籍図根多角点を与点とする場合は2次まで）

★ 節点１点による開放路線での細部図根測量の導入
① 放射法による細部図根測量は、地籍図根点等を与点として2次まで
⇒ 細部放射点は、細部多角点等を与点として2次まで
⇒ 見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

★ 地籍図根多角測量の省略による地籍測量の導入
⇒ 測量機器等の性能向上に伴い、地籍図根多角測量を省略し地籍図根三角測量から直接地籍細部図根測量を実施することが可能となった。

§４．おわりに

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

平成27年度末現在、三重県の地籍調査進捗率は、全国平均の51％を下回る９％（４７都道府県中、４６位）という状況にあります。

三重県の地籍調査進捗率を向上させるためには、地籍調査のみならず国土調査法19条5項指定申請も活用して推進していく必要があります。

業務を依頼された場合には、ぜひ土地家屋調査士の皆様からも依頼主の方に対して19条5項指定申請のご提案を、お願いいたします。

§４．おわりに

ご存知ですか？地籍整備推進調査費補助金

国土調査法19条5項指定を推進するため、19条5項指定申請を予定している測量にかかる経費に対する補助制度が、平成22年度より創設されています。

〔地方公共団体の場合〕
○　事業費の１／２以内

〔民間事業者等の場合(直接補助)〕
○　事業費の１／３以内

〔民間事業者等の場合(間接補助)〕
○　事業費の２／３以内
※市町村が補助制度を設けている場合

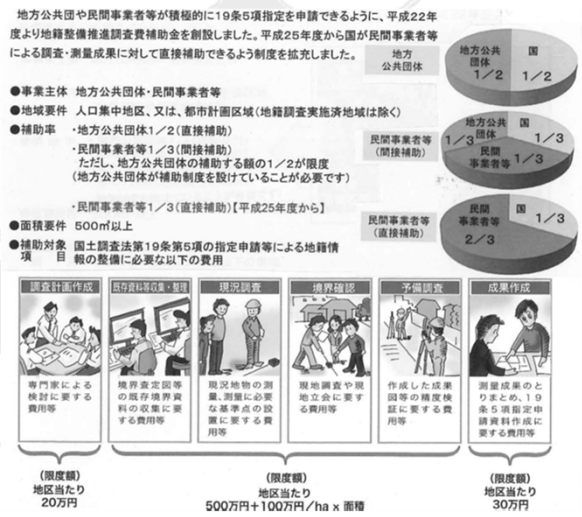

§４．おわりに

参考となるWebサイト

★地籍調査Ｗｅｂサイト（国土交通省）　http://www.chiseki.go.jp/

※ 地籍調査に関する法令・作業規程等及び１９条５項に関する通知や記載例が掲載されている。

★公共測量申請書作成支援サイト（国土地理院）

http://psgsv2.gsi.go.jp/shinsei/mainApplication.aspx

※ 公共測量申請関係の作成支援サイト。

★公共測量に必要な手続と様式集（国土地理院）

http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index_youshiki.html

※ 公共測量申請に関する記載例が掲載されている。

★都市再生街区基本調査及び都市部官民境界基本調査の成果の提供システム（国土交通省）

http://gaikuchosa.mlit.go.jp/gaiku/

※ 都市部官民境界基本調査の成果が掲載されている。

御清聴、ありがとうございました。



＜ご意見・ご質問は＞
名張市役所　都市整備部用地対策室　荻田まで
℡：0595－63－7952
E-mail：k-ogita@city.nabari.mie.jp